



○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。</p> <p>2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百二十万三千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万八千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万八千円又は百三万八千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十七万円、百四十一万円又は七十六万三千元、公使にあつては七十六万三千元とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条ただし書中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、」「三万四千三百円」とあるのは「六万七千三百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「と」とする。</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤</p>	<p>第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。</p> <p>2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百十九万九千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円又は百三万五千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万六千円、百四十万六千円又は七十六万六千円、公使にあつては七十六万六千円とすることができる。</p> <p>4 (同上)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、」「三万四千二百円」とあるのは「六万七千二百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「と」とする。</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤</p>

手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附 則

1 (略)

2 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万九千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第二項の規定」とする。

3 (略)

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇一六、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四七〇、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長	一、四一〇、〇〇〇円

手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附 則

1 (同上)

2 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万六千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第二項の規定」とする。

3 (同上)

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇一〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四六六、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長	一、四〇六、〇〇〇円

<p>原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	<p>検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員</p>
	<p>一、二〇三、〇〇〇円</p>	<p>一、一七八、〇〇〇円</p>	<p>一、〇三八、〇〇〇円</p>

<p>原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	<p>検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員</p>
	<p>一、一九九、〇〇〇円</p>	<p>一、一七五、〇〇〇円</p>	<p>一、〇三五、〇〇〇円</p>

別表第二（第三条関係）	
官 職 名	俸 給 月 額
原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	三号俸 一、一七八、〇〇〇円 九一六、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）	
官 職 名	俸 給 月 額
原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	三号俸 一、一七五、〇〇〇円 九一三、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

秘書官		官職名	俸給月額額													
十二号俸	五八七、六〇〇円	秘書官	<table border="1"> <tr> <td>大使</td> <td>二号俸</td> <td>一、〇三八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>大使</td> <td>一号俸</td> <td>九一六、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公使</td> <td>三号俸</td> <td>一、一七八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二号俸</td> <td>一、〇三八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>一号俸</td> <td>九一六、〇〇〇円</td> </tr> </table>	大使	二号俸	一、〇三八、〇〇〇円	大使	一号俸	九一六、〇〇〇円	公使	三号俸	一、一七八、〇〇〇円	二号俸	一、〇三八、〇〇〇円	一号俸	九一六、〇〇〇円
大使	二号俸			一、〇三八、〇〇〇円												
大使	一号俸			九一六、〇〇〇円												
公使	三号俸			一、一七八、〇〇〇円												
	二号俸			一、〇三八、〇〇〇円												
	一号俸			九一六、〇〇〇円												
十一号俸	五五六、九〇〇円															
十号俸	五二六、九〇〇円															
九号俸	四九五、三〇〇円															
八号俸	四六四、七〇〇円															
七号俸	四三七、三〇〇円															
六号俸	四〇二、〇〇〇円															
五号俸	三六三、五〇〇円															
四号俸	三二七、七〇〇円															
三号俸	二九六、五〇〇円															
二号俸	二七四、六〇〇円															
一号俸	二六八、一〇〇円															

別表第三（第三条関係）

秘書官		官職名	俸給月額額													
十二号俸	五八六、二〇〇円	秘書官	<table border="1"> <tr> <td>大使</td> <td>二号俸</td> <td>一、〇三五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>大使</td> <td>一号俸</td> <td>九一三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公使</td> <td>三号俸</td> <td>一、一七五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二号俸</td> <td>一、〇三五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>一号俸</td> <td>九一三、〇〇〇円</td> </tr> </table>	大使	二号俸	一、〇三五、〇〇〇円	大使	一号俸	九一三、〇〇〇円	公使	三号俸	一、一七五、〇〇〇円	二号俸	一、〇三五、〇〇〇円	一号俸	九一三、〇〇〇円
大使	二号俸			一、〇三五、〇〇〇円												
大使	一号俸			九一三、〇〇〇円												
公使	三号俸			一、一七五、〇〇〇円												
	二号俸			一、〇三五、〇〇〇円												
	一号俸			九一三、〇〇〇円												
十一号俸	五五五、五〇〇円															
十号俸	五二五、五〇〇円															
九号俸	四九三、九〇〇円															
八号俸	四六三、四〇〇円															
七号俸	四三六、〇〇〇円															
六号俸	四〇〇、七〇〇円															
五号俸	三六二、二〇〇円															
四号俸	三二六、四〇〇円															
三号俸	二九五、二〇〇円															
二号俸	二七三、三〇〇円															
一号俸	二六五、二〇〇円															

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>

○ 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（令和四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与及び災害補償） 第六条 代表の俸給月額は、百十七万八千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。</p>	<p>（給与及び災害補償） 第六条 代表の俸給月額は、百十七万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。</p>